

○高知県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則

平成5年3月31日規則第18号

改正

平成10年3月31日規則第44号

平成12年4月1日規則第163号

平成15年4月1日規則第44号

平成17年3月25日規則第38号

平成18年4月1日規則第65号

令和6年2月16日規則第3号

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則をここに公布する。

高知県あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則（昭和45年高知県規則第54号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）を施行するため、法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成4年政令第301号。次条において「政令」という。）及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（書類の提出）

第2条 法及び政令の規定により提出する書類のうち、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の規定により保健所長が決裁権者である事項に係る書類については、正本及び副本各1通を施術所の所在地（出張業務に係る書類にあつては住所地、滞在業務に係る書類にあつては滞在地）を管轄する保健所長に提出するものとし、保健所長は、副本1通を知事に送付するものとする。

（書類の様式）

第3条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- （1）法第9条の2第1項前段（法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の開設の届出 別記第1号様式

- (2) 法第9条の2第1項後段（法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の届出事項の変更の届出 別記第2号様式
 - (3) 法第9条の2第2項（法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の休止、廃止又は再開の届出 別記第3号様式
 - (4) 法第9条の3の規定による出張業務の開始、休止、廃止又は再開の届出 別記第4号様式
 - (5) 法第9条の4の規定による滞在業務の開始の届出 別記第5号様式
- （施術者の遵守事項）

第4条 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許若しくはきゅう師免許を有する者又は医業類似行為を業とすることができる者（次条において「施術者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施術に用いる器具、手指等は、施術の都度消毒すること。
- (2) 施術中は、常に清潔な衣類を着用すること。
- (3) 喫煙しながら、又は酒気を帯びて施術しないこと。
- (4) 施術所には、施術台を備えること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が衛生上必要があると認める措置を講ずること。

（施術簿）

第5条 施術者は、別記第6号様式による施術簿を備え、施術をしたときは、その都度所定の事項を記載し、5年間保存しなければならない。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第44号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則別記様式は、この規則による改正後のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成12年4月1日規則第163号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第44号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年 3 月25日規則第38号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成18年 4 月 1 日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 2 月16日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。